## 4月は就職・進学シー 被扶養者の異動手続きはお済みです

春は、新しい生活がスタートするご家族も多いかと思います。

被扶養者に認定されている方が就職した場合、共済組合の被扶養者資格は喪失する こととなりますので、被扶養者の「取消申告」と「被扶養者証の返納」をしていただく必 要があります。忘れずに手続きをお願いします!!



## 被扶養者の取消しについて

被扶養者のうち、高校・大学・専門学校等を卒業して就職、あるいは再就職先が決 まったなど、該当する方がいる場合は、就職先の健康保険の適用になりますので、被 扶養者の取消し手続きが必要です。



なお、アルバイトやパートタイマーなどで、社会保険の適用がない場合であっても月額108.334円以上の収 入が見込まれる場合や、雇用契約などが変更となり社会保険へ加入した場合は、就職した日あるいは、加入し た日から扶養資格の取消しとなりますのでご注意ください。

また、扶養取消し日以降に医療機関で受診される場合には、必ず健康保険が変わった旨をお伝えいただき、 新しい保険証を提示してから受診されますようお願いいたします。

(注)就職等に伴い社会保険適用となった場合でも、共済組合の被扶養者資格は自動的には喪失となりません。既に就職等され て社会保険に加入となっているにもかかわらず、まだ共済組合の被扶養者証がお手元にある方については、「取消申告」が 行われていない可能性がありますので、再度確認をしてください。



上記の扶養取消し日以降本組合の被扶養者証を使って保険医療機関において受診された場合、医療費等を返 環いただくことになりますので、ご注意ください。

★書類の提出は、共済事務担当課を通してお願いいたします。

## お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306

共済だより 2018.3.March No.621